

糸魚川市議会政治倫理規則

平成29年3月16日
議会告示第1号

改正 令和3年12月24日 議会告示第2号

(目的)

第1条 この規則は、糸魚川市議会議員（以下「議員」という。）が、その人格と倫理の向上に努め、地位による影響力を不正に行使して、自己に利益を誘導することのないよう市民全体の奉仕者として、議員の責務と規範を正しく認識し、市民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、行政の公正を確保するため、市民の代表としてふさわしい倫理観を持ち、市民の信頼に応えるよう努めなければならない。

2 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と見識を養うよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員の品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 議員の権限や地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。）が行う工事等の請負契約及びその他の契約に関し、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
 - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 市職員の人事に関して、不当な関与を行わないこと。
 - (6) 職務上知り得た情報は、不当な目的の為に使用しないこと。
 - (7) 会派や個人で広報活動を行う場合は、誤った情報により市民に誤解を与えるような情報提供は行わないこと。
 - (8) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアルハラスメント等のハラスメント行為が、人権侵害行為に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないこと。
- 2 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態

度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第4条 議員は、この規則に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の6分の1以上議員の連署をもって、議長に対し審査を請求することができる。この場合において、審査請求の理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(政治倫理審査委員会の設置等)

第5条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、糸魚川市議会政治倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査委員会に付託しなければならない。

- 2 審査委員会は、議会運営委員会で委員を選出し、議長が任命する。
- 3 委員は、10人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとし、欠員が生じたときは、速やかに補充するものとする。
- 5 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(審査委員会の運営)

第6条 審査委員会の運営は、次に定めるところによる。

- (1) 委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 審査委員会は、原則公開とする。ただし、出席議員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。
- (4) 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査委員会の調査)

第7条 審査委員会は、付託された審査請求の審査を行うため、当該審査請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、対象議員及び関係者に対し、資料請求及び事情聴取など必要な調査を行うことができる。

- 2 対象議員は、審査委員会において弁明をしようとするときは、弁明を記載した書面を審査委員会に提出しなければならない。
- 3 審査委員会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、審査が終了したときは、議長に対して措置を含めた審査結果の報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(意見書の提出及び審査結果の公表)

第9条 対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知があった日の翌日から起算して14日以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による通知文書とともに、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

(議会の措置)

第10条 議長は、第8条第1項の報告書を受け、この規則に違反する行為があったと認めるときは、対象議員に対して、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うものとする。

- (1) この規則を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
- (2) 議会の役職を停止すること。
- (3) 辞職勧告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。